

ヘルステック・イノベーション・ハブ運営要領

制定 令和元年10月25日
最終改定 令和2年11月30日

(趣旨)

第1条 この要領は、ヘルステック・イノベーション・ハブ管理規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(ラボ等の使用の許可申請)

第2条 規程第4条第1項のラボ等の使用の許可を受けようとする者は、ヘルステック・イノベーション・ハブ ラボ等使用許可（変更・更新）申請書（様式第1号）に、当該各号に定める書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 企業概要説明書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 当該法人の履歴事項全部証明書
- (4) 過去3年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、製造原価報告書並びに販売費及び一般管理費の明細（事業の開始後最初の決算期を迎えていない場合は、事業の開始日が確認できる書類及び事業開始後の事業活動状況書）
- (5) 会社案内、事業パンフレット、技術・製品の資料等の参考書類
- (6) その他理事長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前項第4号の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、製造原価報告書並びに販売費及び一般管理費の明細が提出できない場合は、当該書類に代えて企業概要補足説明書（様式第4号）を前項の申請書に添付しなければならない。

(ラボ等の使用の許可の決定及び通知)

第3条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、別に定めるヘルステック・イノベーション・ハブ運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いた上で、その内容を審査し、速やかに使用の許可又は不許可の決定をしなければならない。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、ヘルステック・イノベーション・ハブ ラボ等使用（変更・更新）許可書（様式第5号）又はヘルステック・イノベーション・ハブ ラボ等使用不許可通知書（様式第6号）により、その決定の内容を当該申請者に通知するものとする。

(ラボ等の使用に係る申請内容の変更及び更新の申請)

第4条 規程第4条第1項の許可を受けた者（以下「入居者」という。）が規程第4条第2項により変更又は更新しようとする場合は、ヘルステック・イノベーション・ハブ ラボ等使用許可（変更・更新）申請書（様式第1号）に、第2条に規定する書類のうち理事長が必要と認めるものを添えて、変更の場合は変更を希望する日の1月前までに、更新の場合は当該許可の期間の末日の2月前までに理事長に提出しなければならない。

(ラボ等の使用に係る申請内容の変更及び更新の許可の決定及び通知)

第5条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、委員会の意見を聴いた上で、その内容を審査し、速やかに使用の許可又は不許可の決定をしなければならない。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、ヘルステック・イノベーション・ハブ ラボ等使用（変更・更新）許可書（様式第5号）又はヘルステック・イノベーション・ハブ ラボ等使用不許可通知書（様式第6号）により、その決定の内容を当該申請者に通知するものとする。

(入居者の退去)

第6条 入居者は規程第4条第1項の許可を受けた期間の満了前に退去しようとする場合は、ヘルステック・イノベーション・ハブ ラボ等退去届（様式第7号）を退去日の2週間前までに理事長に届け出なければならない。

(自動販売機等の設置の許可申請)

第7条 規程第4条第1項の自動販売機等の設置の許可を受けようとする者は、ヘルステック・イノベーション・ハブ 自動販売機等使用許可（変更・更新）申請書（様式第8号）を提出しなければならない。

（自動販売機等の設置の許可の決定及び通知）

第8条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに使用の許可又は不許可の決定をしなければならない。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、ヘルステック・イノベーション・ハブ 自動販売機等使用（変更・更新）許可書（様式第9号）又はヘルステック・イノベーション・ハブ 自動販売機等使用不許可通知書（様式第10号）により、その決定の内容を当該申請者に通知するものとする。

（自動販売機等の使用に係る申請内容の変更及び更新の申請）

第9条 規程第4条第1項の自動販売機等の設置の許可を受けた者が規程第4条第2項により変更又は更新しようとする場合は、ヘルステック・イノベーション・ハブ 自動販売機等使用許可（変更・更新）申請書（様式第8号）を、変更の場合は、変更を希望する日の2週間前までに、更新の場合は、当該許可の期間の末日の1月前までに理事長に提出しなければならない。

（自動販売機等の使用に係る申請内容の変更及び更新の許可の決定及び通知）

第10条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに使用の許可又は不許可の決定をしなければならない。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、ヘルステック・イノベーション・ハブ 自動販売機等使用（変更・更新）許可書（様式第9号）又はヘルステック・イノベーション・ハブ 自動販売機等使用不許可通知書（様式第10号）により、その決定の内容を当該申請者に通知するものとする。

（自動販売機等の撤去）

第11条 設置者は規程第4条第1項の許可を受けた期間の満了前に自動販売機等を撤去しようとする場合は、ヘルステック・イノベーション・ハブ 自動販売機等撤去届（様式第11号）を退去日の2週間前までに理事長に届け出なければならない。

（使用料の徴収の日）

第12条 規程第11条第3項の要領で定める日は、ラボ等の使用にあつては、ラボ等を使用する月の前の月の末日とし、自動販売機等の設置にあつては、請求書において指定した日とする。ただし、当該日が金融機関等の休日の場合には、その直後の営業日とする。

2 前項の規定にかかわらず、ラボ等の使用を開始した月の使用料に係る同項の規定の適用については、同項中「ラボ等を使用する月の前の月の末日」とあるのは「ラボ等の使用を開始した月にあつては、ラボ等の使用を開始した月の末日」とする。

（電気料等の徴収の日）

第13条 規程第12条第3項の要領で定める日は、請求書において指定した日とする。

（補則）

第14条 この要領に定めるもののほか、ヘルステック・イノベーション・ハブの管理等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月30日から施行する。